

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ①人口構造

本町の人口は、これまで段階的な住宅団地の開発により増加基調で推移してきたが、2005年頃をピークに、以降は緩やかな減少傾向に転じている。

第2期酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2060年時点の将来目標人口を13,448人としている。将来的・長期的には2020年の20,745人から35%弱の減少を見込んでいる。

本町の高齢化率は2015年時点で28.7%、2020年時点では33.5%に達しており、今後も上昇することが見込まれている。

##### ②産業構造

本町の産業は、平成26年経済センサスー活動調査によると、事業所総数708事業所、従業者数6,618人で構成される。平成11年以降、事業所数、従業者数ともに漸減傾向であったが、平成25年に大規模商業施設が開業したこと等に伴い、第3次産業においては増加傾向に転じている。

商業では、年間商品販売総額は264億7,200万円（平成26年商業統計調査）であった。平成11年以降、各種商業の規模は縮小が続いていたが、平成25年の大規模商業施設開業により、金額構成に大きな変動が生じている。

工業では、年間製造品出荷額等の合計は、118億8,133万円（平成26年工業統計調査）であった。工業の推移は、平成20年をピークに出荷額、事業所数ともに減少傾向が続いている。

域内生産額、付加価値額、雇用者所得および移輸出入収支の分析については、地域経済分析システム『RESAS（2013年時点）』を活用し分析を行った。

第三次産業が全ての局面で全国平均を上回っており、特に小売業では総生産額や付加価値の獲得、地域雇用の確保、地域経済への流入資金の獲得などで上位を占めており、地域の基幹産業となっている。また、第二次産業では鉄鋼の生産総額が一位となり、修正特化係数も極めて高いものとなっている。

本町の産業の構成割合をみると、ほぼ全分野とも全国平均と大きなかい離はなく、多様な産業がバランスよく配置されている。

地域経済分析システム『RESAS』を活用した生産面の分析

		生産額	付加価値額	雇用者所得
総額		696億円	370億円	211億円
県内順位		43/54	42/54	42/54
構成割合	一次産業	1.7%(12億円)	1.8%(6億円)	0.4%(1億円)
	二次産業	34.8%(242億円)	20.6%(76億円)	23.7%(50億円)
	三次産業	63.5%(442億円)	77.7%(287億円)	75.9%(160億円)
傾向(対全国平均比)	一次産業	以上(全国:1.3%)	以上(全国:1.2%)	以下(全国:0.6%)
	二次産業	以下(全国:38.7%)	以下(全国:24.6%)	以下(全国:27.4%)
	三次産業	以上(全国:60.0%)	以上(全国:74.2%)	以上(全国:72.0%)
業種別順位	一位	鉄鋼 88億円	小売業 53億円	小売業 39億円
	二位	小売業 77億円	情報通信業 37億円	公共サービス 30億円
	三位	建設業 69億円	住宅賃貸業 36億円	建設業 26億円
二次産業の内訳	一位	鉄鋼 36%	建設業 42%	建設業 52%
	二位	建設業 28%	食料品 30%	食料品 28%
	三位	食料品 26%	鉄鋼 18%	鉄鋼 10%
三次産業の内訳	一位	小売業 18%	小売業 18%	小売業 24%
	二位	情報通信業 16%	情報通信業 13%	公共サービス 19%
	三位	対個人サービス 15%	住宅賃貸業 13%	対個人サービス 14.20%
一人当たり		1,214万円	645万円	369万円
県内順位		22/54	27/54	33/54
産業別	一次産業	508万円	284万円	39万円
	二次産業	2,541万円	1,075万円	525万円
	三次産業	972万円	727万円	352万円
業種別一人当たり順位	一位	鉄鋼 296百万円	住宅賃貸業 96百万円	水道・廃棄物処理 21百万円
	二位	住宅賃貸業 115百万円	鉄鋼 47百万円	鉄鋼 16百万円
	三位	水道・廃棄物処理 43百万円	水道・廃棄物処理 31百万円	輸送用機械 11百万円
修正特化係数(総額)	一次産業	1.09	1.15	0.27
	二次産業	0.88	0.52	0.6
	三次産業	1.08	1.32	1.29
修正特化係数(業種別)	一位	鉄鋼 4.58	小売業 2.98	小売業 3.85
	二位	小売業 2.31	運輸業 1.86	水道・廃棄物処理 2.08
	三位	食料品 1.99	情報通信業 1.84	運輸業 1.95

		移輸出入収支
総額		▲228億円
県内順位		15/54
構成割合	一次産業	0.9%(▲2億円)
	二次産業	36.8%(▲84億円)
	三次産業	62.3%(▲142億円)
移輸入超過業種	一位	鉄鋼 17億円
	二位	小売業 17億円
	三位	情報通信業 12億円
移輸出超過業種	一位	卸売業 ▲44億円
	二位	公共サービス ▲39億円
	三位	住宅賃貸業 ▲31億円

(酒々井町経済環境課)

### ③中小企業者の実態

本町では、平成29年10月1日から、酒々井町産業振興基本条例を施行し、この条例に基づき、酒々井町産業振興推進会議を設置、開催したところである。

平成30年3月に開催した第一回会議では、農業、商業、工業、観光など様々な分野の委員の他、各種支援団体等から、各分野における現状と課題について発言があった。中小企業者においては、人手不足により受注ができないケースがある、事業所の業務拡大のための人材確保が難しい、など、特に第二次産業において人手不足が顕著となっており、生産能力向上における大きな課題となっている。

また、本町の中心市街地に立地し、比較的古くから存在する飲食店や小売店をはじめとした小規模事業者では、平成25年に町の郊外部に開業した大規模商業施設により大幅に増加した交流人口を誘客につなげられず、依然として収益が伸び悩んでいる。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、本町所在企業の生産性向上を図ることを目指す。

これを実現させるため、先端設備等導入計画の年間5件程度の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当町の産業は多様な産業で構成され、中小及び小規模企業が大部分を占めている。これらの業種は多岐にわたり、町内各地域に点在している。本計画では、町内全域での中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当町の産業は多様な産業で構成され、中小及び小規模企業が大部分を占めている。これらの業種は多岐にわたり、町内各地域に点在している。本計画では、町内全域での中小企業者による幅広い取り組みを促すため、対象区域は、当町の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

当町の産業は多様な産業で構成され、中小及び小規模企業が大部分を占めている。

これらの業種は多岐にわたり、町内各地域に点在している。本計画では、町内全域での中小企業者による幅広い取り組みを促すため、対象業種および事業は、全業種・全事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国による計画同意日から2年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間、または5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用への配慮のため、人員削減を目的とした取り組みについては計画認定の対象としないものとする。
- ・設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたり不利が生じないように配慮するため、労働生産性の計算に当たっては設備導入に伴う増加人員分を計算の根拠に加算しないものとする。
- ・以下に掲げる事業者については、先端設備等導入計画を提出することができない。
  - (1) 法令等による許可等が必要な業務を行う者であって、当該許可を有していない者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項第2号および第3号に該当する者
  - (3) 法人税（個人にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
  - (4) 千葉県内に本店または営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者
  - (5) 酒々井町内に本店または営業所等を有する者にあつては、酒々井町税（個人にあつては酒々井町税および県民税）を完納していない者
  - (6) 健康保険法第48条、厚生年金法第27条、及び雇用保険法第7条の規定による届出を行っていない者（いずれの届出についても、届け出義務がない場合を除く）